

令和8年度 佐賀県私立高校生等奨学給付金のご案内

制度概要 生徒の授業料以外の教育費に充てるための返済不要な給付金です
～令和8年度から対象世帯が拡充されます。対象となるかご確認ください～

佐賀県では、私立高等学校等に在学する生徒の授業料以外の教育費負担を軽減するため、佐賀県内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、「奨学給付金」を支給します。

1 支給要件

（生徒の国籍要件）以下の①または②のいずれかに該当すること

① 以下の国籍・在留資格を有している者（就学支援金（新制度）の対象者）

- (1)日本国籍を有する者
(2)特別永住者
(3)永住者 など

② 上記以外の者

（その他の要件）

- ① 生徒が高等学校等に在学していること(令和8年7月1日時点)
 - ② 下表の「所得要件等」に該当すること（令和8年度の保護者等全員の課税証明書等で確認を行います。）
 - ③ 保護者等が、佐賀県内に住所を有していること※1
 - ④ 生徒が休学していないこと※2
 - ⑤ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されてないこと
- ※1 保護者等の住所が佐賀県外の場合は、その住所の都道府県の要件を確認
※2 令和8年7月1日現在で休学をしている生徒については、令和8年12月1日までに復学した場合に限り支給の対象
（注）①から⑤の要件を満たしている場合でも、一部の対象外の学校の生徒である場合等、対象外となる場合あり

2 支給額

生徒1人につき、年1回支給します。

所得要件等 【全日制・定時制・通信制】		支給額（年額）
生活保護受給世帯		52,600 円
住民税非課税世帯（所得割合算額が0円）	全日制・定時制	152,000 円 ※2
	通信制	52,100 円 ※2
所得割合算額が100円以上105,500円未満 （年収270～380万円相当世帯）※1 ★対象世帯拡充	全日制・定時制	50,670 円 ※2
	通信制	17,370 円 ※2
所得割合算額が105,500円以上182,500円未満 （年収380～490万円相当世帯）※1 ★対象世帯拡充	全日制・定時制	38,000 円 ※2
	通信制	13,030 円 ※2

※1 国籍要件が②の者は対象外

所得要件等 【専攻科】		支給額（年額）
住民税非課税世帯（所得割合算額が0円）		52,100 円 ※2
所得割合算額が100円以上105,500円未満 （年収270～380万円相当世帯）	生徒の国籍要件が①の者	17,370 円 ※2
	上記以外の者	10,420 円 ※2
所得割合算額が105,500円以上264,500円未満の 多子世帯（3人以上の子） （年収380～600万円相当世帯）	生徒の国籍要件が①の者	13,030 円 ※2
	上記以外の者	10,420 円 ※2

※2 令和8年度は上記の支給額に加え、佐賀県独自の上乗せ支給があります（生活保護受給世帯を除く）

1 提出書類

提出する書類は区分の「共通」と該当する世帯の書類が必要です。

区分		書類														
共通		☐佐賀県私立高校生等奨学給付金支給申請書〔様式第 1-2 号〕 ※申請書に添付する書類も必要になることがありますので、申請書をご確認ください ☐口座振替依頼書〔様式第 4 号〕 ☐在学証明書〔様式第 5 号〕（※所定様式に学校が記載 押印必要） ☐（専攻科のみ）個人対象要件証明書〔様式第 16－1 号〕（※所定様式に学校が記載 押印必要） ☐高校生等の国籍・在留資格等が確認できる書類 （○いずれか一つ、●は必須、住民票は原本（コピー不可） <table><thead><tr><th>国籍・在留資格等</th><th>添付書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>①日本国籍</td><td>●生徒本人の住民票の写し（本籍記載、個人番号の記載なし）</td></tr><tr><td>②特別永住者</td><td>○生徒本人の特別永住者証明書の写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)</td></tr><tr><td>③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者 ※日本国に永住する意思ありの方</td><td>○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)</td></tr><tr><td>⑦家族滞在者 ※日本国で就労する意思ありの方</td><td>○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ●生徒本人の日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ●生徒本人の日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ●生徒本人の日本の高等学校の卒業証書の写し又は卒業証書（専攻科のみ）</td></tr><tr><td>⑧上記以外の在校生</td><td>書類不要</td></tr><tr><td>⑨上記以外の新入生 ※在留資格が留学の者を除く</td><td>○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)</td></tr></tbody></table>	国籍・在留資格等	添付書類	①日本国籍	●生徒本人の住民票の写し（本籍記載、個人番号の記載なし）	②特別永住者	○生徒本人の特別永住者証明書の写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)	③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者 ※日本国に永住する意思ありの方	○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)	⑦家族滞在者 ※日本国で就労する意思ありの方	○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ●生徒本人の日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ●生徒本人の日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ●生徒本人の日本の高等学校の卒業証書の写し又は卒業証書（専攻科のみ）	⑧上記以外の在校生	書類不要	⑨上記以外の新入生 ※在留資格が留学の者を除く	○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)
	国籍・在留資格等	添付書類														
	①日本国籍	●生徒本人の住民票の写し（本籍記載、個人番号の記載なし）														
	②特別永住者	○生徒本人の特別永住者証明書の写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)														
	③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者 ※日本国に永住する意思ありの方	○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)														
	⑦家族滞在者 ※日本国で就労する意思ありの方	○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ●生徒本人の日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ●生徒本人の日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ●生徒本人の日本の高等学校の卒業証書の写し又は卒業証書（専攻科のみ）														
	⑧上記以外の在校生	書類不要														
	⑨上記以外の新入生 ※在留資格が留学の者を除く	○生徒本人の在留カードの写し ○生徒本人の住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)														
該当する世帯	生活保護受給世帯	☐令和 8 年 7 月 1 日現在の「生業扶助」の措置状況を証明する生業扶助（高等学校等就学費） 受給証明書【様式第 2 号】 （お住まいの市町的生活保護担当窓口または県保健福祉事務所で取得。なお、当該様式以外でも、生活保護者であることを証する書類に生業扶助の記載がある場合には、代用可。）														
	住民税非課税世帯・所得割合算額（182,500 円未満、専攻科は 264,500 円未満）の世帯	☐保護者等全員分の個人番号カード（マイナンバーカード又は通知カード等）の写し等 ※マイナンバーカードの写し等は、個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書（様式第 15-1 号）に貼付 ※郵送の場合、個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書を郵送で提出する際は、本人確認書類（写）貼付台紙（様式第 15-2 号）をあわせて提出 ※「通知カード」は、以下の場合には、課税状況を確認する書類として利用不可 ・デジタル手続法の施行日（令和 2 年 5 月 25 日）前までに改姓や転居等により変更があり、かつ、同法施行日前に変更手続きがとられていない場合 ・デジタル手続法施行日以後、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合 ☐保護者等全員分の「令和 8 年度（令和 7 年分）課税証明書」 （又は非課税証明書、市町村民税特別徴収税額の決定通知書の写し等） いずれか を提出 ☐【専攻科のみ】扶養親族申告書（様式第 19 号） （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が 264,500 円未満であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯の専攻科の生徒の場合のみ）														

～新入生において、令和 8 年度課税所得割にて奨学給付金支給対象とならない場合～

新入生に限り、令和 8 年度課税所得額にて奨学給付金対象とならない場合でも、令和 7 年度課税所得において要件を満たしている場合は、4 月～6 月分相当額（年額の 4 分の 1）を支給します。世帯の状況に合わせて、「1 提出書類」に加えて、以下の書類をご提出ください。

ア 生活保護（生業扶助）受給世帯の方	□生業扶助（高等学校等就学費）受給状況証明書又は生活保護受給証明書（写しでも可） （令和 8 年 4 月 1 日時点での生業扶助受給の有無が確認できるもの）
イ 住民税非課税世帯の方 ウ 所得割合算額が 182,500 円（専攻科は 105,500 円）未満の世帯の方 エ 【専攻科のみ】所得割合算額が 264,500 円未満の多子世帯の方（ウの該当世帯を除く）	□以下のいずれかひとつの書類 ※いずれも保護者等全員分 ①個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書（個人番号カードのコピーを貼付）※様式 15-1 ②令和 7 年度課税（非課税）証明書等の写し

2 申請期限

令和 8 年 9 月 4 日（金曜日）

※申請期限までに、下記提出先へ郵送またはご持参ください。
※期限までに申請がない場合は、給付できないことがあります。

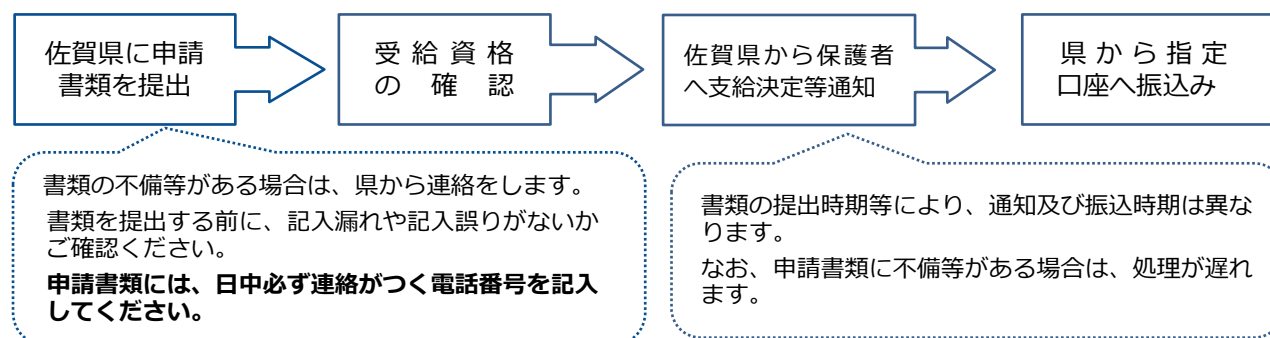
3 提出先

〒840-8570 佐賀市城内 1 丁目 1-59

佐賀県総務部法務私学課 私立中高・専修学校支援室（新館 5 階） 宛

※郵送される場合は、送達過程記録をできる方法（簡易書留等）をお願いします。

4 支給の流れ



5 注意事項

- 1 事実と異なる内容の申請により、本来受け取ることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課せられます。
- 2 給付金は、生徒の教育費に使用してください。

問合せ先

申請等でご不明な点等ある場合は、下記へお問い合わせください

佐賀県 総務部 法務私学課 私立中高・専修学校支援室
電話 0952-25-7464

～所得割額の確認方法～

以下の方法で、保護者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計を確認することができます

①【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル「わたしの情報」の税・所得から確認 ⇒⇒⇒



②職場や自治体から発行される納税通知書などから確認

（住民税課税（非課税）証明書、住民税決定通知書、給与所得等に係る住民税特別徴収税額決定通知書等）